

決議第5号

市職員の不適正な事務処理等に関する調査特別委員会の名称変更
及び調査事項の追加に関する決議

下記のとおり市職員の不適正な事務処理等に関する調査特別委員会の名称
変更及び調査事項の追加を決議する。

記

1. 変更後の委員会の名称

市職員の不適正な事務処理及び市長の不適切発言等に関する調査特別
委員会

2. 調査事項の追加

本市議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について追加
で調査するものとし、市職員の不適正な事務処理及び市長の不適切発言等
に関する調査特別委員会に付託するものとする。

- (1) 読谷山市長による市職員に対する不適切発言及びハラスメント行為
並びに令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関する事
項

以上、決議する。

令和6年10月4日
延岡市議会